

令和8年度茨城県消費生活相談員養成講座 受講生募集案内

茨城県では、消費者安全法に規定する消費生活相談員の資格を取得し、県又は市町村の消費生活相談業務に従事することを目指す方を対象に受験対策のための講座を開催します。

9日間の座学と2日のリモート（オンライン）講義の他、自宅等で問題集を解く「通信学習」を行います。受講を希望する方は、下記によりお申込みください。

なお、この講座は消費生活相談員の資格取得を保証するものではありません。

また、資格取得には、受講生の自己負担で各自申し込みのうえ受験してください。

1 募集定員 50名（応募者多数等の場合は書類選考及び抽選による）

2 受講対象者（下記の条件をすべて満たす方）

(1) 茨城県内に在住・在勤・在学の方

(2) 講座を8割以上受講できる方

(3) 2026年度消費生活相談員資格試験の受験の有無及びその結果を提供できる方

(4) 消費生活相談員の資格取得後「茨城県消費生活相談員等人材バンク」に登録できる方

※消費生活相談員の採用を予定する県内の市町村に対し、登録者の情報を提供する制度です。

3 会場 茨城県立青少年会館（水戸市緑町1-1-18）

ザ・ヒロサワ・シティ会館（水戸市千波町東久保697）※9, 10日目

4 日程 6月20日（土）から8月29日（土）までの土・日曜日

時間は午前10時から午後4時まで。

（一部、午前9時45分に開始する日があります。講座等詳細については別紙参照）
一次試験合格者には、12月に面接試験対策講座（1回）を実施。

5 受講料 無料です。

6 申込方法 「受講申込書（様式第1号）」、「受講申込動機」を郵送又は持参して、申し込んでください。なお、応募書類は返却いたしません。

7 申込期間 4月20日（月）から5月29日（金）まで（必着）

（持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで。なお、先着順ではありませんので、期間内にお申し込みください。）

8 申込先 茨城県消費生活センター

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎内

電話 029-224-4722

9 決定通知 受講申込者に対して受講決定通知等を送付します。

※ 応募者多数の場合や受講条件を満たさない場合は選考とならない場合があります。

10 その他 リモート講義が2日ありますので、インターネット環境が必要となります。

【 別紙 】

令和 8 年度茨城県消費生活相談員養成講座 日程表

	月 日	講 座	会 場
	【基礎編】		
1	6 月 20 日 (土)	開講式・オリエンテーション	茨城県立青少年会館 大研修室
		① 茨城県の消費者行政の現状と行政の相談対応	
		② 消費者相談対応の基礎知識	
		③ 組織と政策	
		④ 消費者問題の歴史と現状	
	通信学習 1	テキスト（1 日目分）による自己学習	
2	6 月 21 日 (日)	① 消費者基本法と消費者庁関連三法	茨城県立青少年会館 大研修室
		② 消費者相談に関わる法律知識（民法Ⅰ）	
	通信学習 2	テキスト（2 日目分）による自己学習	
3	6 月 28 日 (日)	① 消費者相談に関わる法律知識（民法Ⅱ）	茨城県立青少年会館 大研修室
		② 消費者相談に関わる法律知識（消費者契約法）	
	通信学習 3	テキストと問題集（3 日目分）による自己学習	
4	7 月 4 日 (土)	消費者相談に関わる法律知識（特定商取引法Ⅰ）	茨城県立青少年会館 大研修室
		消費者相談に関わる法律知識（特定商取引法Ⅱ）	
	通信学習 4	テキストと問題集（4 日目分）による自己学習	
5	7 月 5 日 (日)	① 消費者相談に関わる法律知識（PL 法・独占禁止法）	茨城県立青少年会館 大研修室
		② 消費者相談に関わる法律知識（割賦販売法）	
	通信学習 5	テキストと問題集（5 日目分）による自己学習	
6	7 月 11 日 (土) リモート	① 消費者相談に関わる法律知識（金融・保険）	リモート
		② 個人情報保護に関わる相談に必要な知識	
		③ 訴訟・調停の手続きに関わる相談に必要な知識	
		④ 昨年度合格者の勉強法	
	通信学習 6	テキストと問題集（6 日目分）による自己学習	

	月 日	講 座	会 場
	【応用編】		
7	7 月 25 日 (土)	① 習得度確認テスト	茨城県立青少年会館 大研修室
		② 不動産・借地借家に関わる相談に必要な知識	
		③ 旅行・クリーニング・衣料品等に関わる相談に必要な知識	
		④ 多重債務に関わる相談に必要な知識	
	通信学習 7	テキストと問題集（7日目分）による自己学習	
8	8 月 1 日 (土) リモート	① 情報通信サービスに関わる相談に必要な知識	リモート
		② 消費者相談に関わる法律知識（景表法等表示関連）	
		③ 食品に関わる相談に必要な知識	
		④ 消費者相談に関わる法律知識（薬機法関連）	
		⑤ 消費者相談に関わる法律知識（消費者教育推進法関連）	
	通信学習 8	テキストと問題集（8日目分）による自己学習	
9	8 月 8 日 (土)	① 環境問題に関わる相談に必要な法律知識	ザ・ヒロサワ・シティ会館 分館 集会室 10 号
		② 消費生活センター・消費生活相談・消費生活相談員等の役割	
		③ 小論文試験のポイントと対策	
		④ 模擬試験（小論文）	
	通信学習 9	テキストと問題集（9日目分）による自己学習	
10	8 月 29 日 (土)	① 模擬試験（筆記）	ザ・ヒロサワ・シティ会館 分館 集会室 10 号
		② 模擬試験・講評 小論文・一次試験（筆記試験）	
		③ 閉講式 修了証授与等	
11	11 日目	① 面接試験のポイントと対策 ② 模擬面接（対象：一次試験合格者）	

（注）

（１）学習効果を考慮して、全 8 日間の講座（座学）と 2 日間のリモート講義を行います。
（11 日目は一次試験合格者対象）

（２）「講座開講時間」

- ① 6 月 20 日（土）は、開講式を実施するため 9 時 45 分までに来場をお願いします。
- ② 6 月 21 日（日）から 8 月 8（土）は、10 時から 12 時、13 時から 16 時。
- ③ 7 月 25 日（土）及び 8 月 29 日（土）は、模擬試験を実施するため 9 時 45 分までに来場をお願いします。
- ④ 8 月 29 日（土）は、16 時から閉校式を実施いたします。（約 20 分程度）

（３）講座内容、日程、会場等は都合により変更となる場合があります。